

大規模災害時における相互連携に関する協定

大垣市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時に相互連携して災害対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大垣市内で地震及び風水害・雪害等による大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又は発生が予想される場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、大垣市における乙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第3条 甲及び乙がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、甲乙相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の連絡に努めるものとする。また、必要に応じて、甲乙調整の上、甲の設置する災害対策本部へ乙の情報連絡要員を派遣するものとする。
- (2) 甲及び乙は、大規模災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平時から連絡窓口の情報共有を図るものとする。また、甲及び乙は、大規模災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。
- (3) 甲及び乙は、大規模災害発生時に乙が所有する設備に関連して甲が管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙連携して通行の確保にあたるものとする。
- (4) 乙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、乙からの道路啓開作業の要請があった場合には、協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むとともに、優先して停電復旧又は仮復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するものとする。
- (6) 乙は、停電復旧作業に必要な活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- (7) 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。

（連携方法）

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲又は乙が行うべき作業に係る費用について、甲乙協議の上、請求できるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

（期間）

第8条 この協定は、令和3年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年12月10日

甲 大垣市

大垣市長

小川 敏

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

大垣営業所長

田中哲也